



# 熊本県公報

号外 第57号  
令和7年(2025年)  
12月25日(木)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 条 例

○熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例	(人事課)	5
○熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例	(〃)	36
○熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(〃)	37
○熊本県手数料条例の一部を改正する条例	(財政課)	37
○熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例	(デジタル戦略推進課)	38
○熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例	(子ども未来課)	38
○熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例	(〃)	39
○熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び熊本県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	(子ども家庭福祉課)	40
○障害のある人も共に生きる熊本づくり条例等の一部を改正する条例	(障がい者支援課)	40
○熊本県漁港管理条例の一部を改正する条例	(漁港漁場整備課)	41
○熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	(道路保全課)	41
○熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例	(港湾課)	41
○熊本県地方港湾審議会条例の一部を改正する条例	(〃)	43
○熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例等の一部を改正する条例	(学校人事課)	43

## 本号で公布された条例のあらまし

### ◇熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

- 1 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正【第1条】
  - (1) 医師及び歯科医師に対する初任給調整手当の限度額の引上げ改定を行うこととした。(第7条の3関係)
  - (2) 特地勤務手当に準ずる手当の支給対象者の見直しを行うこととした。(第11条の3関係)
  - (3) 宿日直手当の限度額の引上げ改定を行うこととした。(第15条の2関係)
  - (4) 期末手当の支給月数を0.025月分引き上げる改定を行うこととした。(第15条の5関係)
  - (5) 勤勉手当の支給月数を0.025月分引き上げる改定を行うこととした。(第15条の6関係)
  - (6) 給料表の引上げ改定を行うこととした。(別表第1-別表第4関係)
- 2 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正【第2条】
  - (1) 令和8年4月以降の期末手当について、支給月数を0.0125月分引き下げる改定を行うこととした。(第15条の5関係)
  - (2) 令和8年4月以降の勤勉手当について、支給月数を0.0125月分引き下げる改定を行うこととした。(第15条の6関係)
- 3 熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部改正【第3条】
  - (1) 特地勤務手当に準ずる手当の支給対象者の見直しを行うこととした。(第14条の3関係)
  - (2) 宿日直手当の限度額の引上げ改定を行うこととした。(第15条関係)
  - (3) 期末手当の支給月数を0.025月分引き上げる改定を行うこととした。(第16条関係)
  - (4) 勤勉手当の支給月数を0.025月分引き上げる改定を行うこととした。

## (第17条関係)

- (5) 給料表の引上げ改定を行うこととした。(別表第1関係)
- 4 熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部改正【第4条】  
(1) 令和8年4月以降の期末手当について、支給月数を0.0125月分引き下げる改定を行うこととした。(第16条関係)
- (2) 令和8年4月以降の勤勉手当について、支給月数を0.0125月分引き下げる改定を行うこととした。(第17条関係)
- 5 熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正【第5条】  
給料表の引上げ改定を行うこととした。(別表第1関係)
- 6 熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正【第6条】  
(1) 給料表の引上げ改定を行うこととした。(第7条関係)
- (2) 期末手当の支給月数を0.025月分引き上げる改定を行うこととした。(第8条、第9条関係)
- (3) 勤勉手当の支給月数を0.025月分引き上げる改定を行うこととした。(第8条、第9条関係)
- 7 熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正【第7条】  
(1) 令和8年4月以降の期末手当について、支給月数を0.0125月分引き下げる改定を行うこととした。(第8条、第9条関係)
- (2) 令和8年4月以降の勤勉手当について、支給月数を0.0125月分引き下げる改定を行うこととした。(第8条、第9条関係)
- 8 熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正【第8条】  
(1) 給料表の引上げ改定を行うこととした。(第5条関係)
- (2) 期末手当の支給月数を0.05月分引き上げる改定を行うこととした。(第6条関係)
- 9 熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正【第9条】  
令和8年4月以降の期末手当について、支給月数を0.025月分引き下げる改定を行うこととした。(第6条関係)
- 10 熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正【第10条】  
(1) 特地勤務手当に準ずる手当の支給対象者の見直しを行うこととした。(第5条の3関係)
- (2) その他規定の整理を行うこととした。(第4条の6、第5条の2関係)
- 11 熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正【第11条】  
(1) 特地勤務手当に準ずる手当の支給対象者の見直しを行うこととした。(第8条の2関係)
- (2) その他規定の整理を行うこととした。(第7条の2関係)
- 12 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2、4、7及び9は、令和8年4月1日から施行することとした。
- 13 1(1)、(2)、(3)及び(6)、3(1)、(2)及び(5)、5、6(1)、8(1)、10(1)及び(2)の一部並びに11は、令和7年4月1日から適用することとした。(附則第2項関係)
- 14 1(4)及び(5)、3(3)及び(4)、6(2)及び(3)並びに8(2)は、令和7年12月1日から適用することとした。(附則第3項関係)
- 15 その他所要の経過措置を定めることとした。
- 16 人事委員会規則への委任を規定することとした。(附則第5項関係)

## ◇熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

- 1 熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正【第1条】  
期末手当の支給月数を0.05月分引き上げる改定を行うこととした。(第4条関係)
- 2 熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正【第2条】  
令和8年4月以降の期末手当について、支給月数を0.025月分引き下げる改定を行うこととした。(第4条関係)
- 3 熊本県教育長等の給与等に関する条例の一部改正【第3条】  
期末手当の支給月数を0.05月分引き上げる改定を行うこととした。(第4条関係)
- 4 熊本県教育長等の給与等に関する条例の一部改正【第4条】  
令和8年4月以降の期末手当について、支給月数を0.025月分引き下げる改定を行うこととした。(第4条関係)
- 5 熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例の一部改正【第5条】  
期末手当の支給月数を0.05月分引き上げる改定を行うこととした。(第5条関係)
- 6 熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例の一部改正【第6条】  
令和8年4月以降の期末手当について、支給月数を0.025月分引き下げる改定を行うこととした。(第5条関係)
- 7 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2、4及び6は、令和8年4月1日から施行することとした。
- 8 1、3及び5は、令和7年12月1日から適用することとした。(附則第2項

関係)

9 その他所要の経過措置を定めることとした。

## ◇熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 次に掲げる事務について、それぞれに掲げる市町村が処理することとした。

(1) 農地法に基づく事務のうち、違反転用者等に係る公表に関する事務 (別表第16号関係)

移譲先: 各市、氷川町

(2) 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく事務のうち、農用地利用集積等促進計画の認可等に関する事務 (別表第45号関係)

移譲先: 荒尾市

2 その他規定の整理を行うこととした。 (別表第4号、第13号、第16号及び第22号関係)

3 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。ただし、2は公布の日から施行することとした。

4 所要の経過措置を定めることとした。

## ◇熊本県手数料条例の一部を改正する条例

1 政治資金規正法等の改正に伴う規定の整備を行うこととした。 (第2条、別表第7の2関係)

(1) 少額領収書等の写し又は収支報告書等の写しの交付手数料の対象に政治資金規正法第19条の14の2第4項の規定による確認書を加えることとした。

(2) 少額領収書等の写し又は収支報告書等の写しの交付手数料に次の手数料の額を加えることとした。

スキヤナにより読み取ってできた電磁的記録をDVD-Rに複写したもの  
の交付 DVD-R 1枚につき120円に当該少額領収書等の写し又は収支報告書等の用紙1枚ごとに10円を加えた額

2 政党助成法等の改正に伴う規定の整備を行うこととした。 (第2条、別表第25の2関係)

政党助成法第32条第5項の規定に基づく支部報告書、支部総括文書又は監査意見書(以下「支部報告書等」という。)の写しの交付手数料について、次に掲げる交付の方法に応じた額を加えることとした。

(1) 複写機により用紙に複写したものの交付 用紙1枚につき10円

(2) スキヤナにより読み取ってできた電磁的記録をCD-Rに複写したものの  
交付 CD-R 1枚につき100円に当該支部報告書等の用紙1枚ごとに10  
円を加えた額(3) スキヤナにより読み取ってできた電磁的記録をDVD-Rに複写したもの  
の交付 DVD-R 1枚につき120円に当該支部報告書等の用紙1枚ごとに  
10円を加えた額

3 その他規定の整理を行うこととした。 (別表第7の2関係)

4 この条例は、令和8年1月1日から施行することとした。ただし、5は、令和  
9年1月1日から施行することとした。

5 所要の経過措置を定めることとした。

6 手数料の新設に伴い、熊本県収入証紙条例の関係規定を整理することとした。  
(附則第3項関係)

## ◇熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例

1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。 (別表第1-別表第3関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

## ◇熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

1 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴う関係規定の整備を行うこととした。

(1) 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 (第14条関係)

【第1条】

(2) 熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例  
(第34条関係) 【第2条】(3) 熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例  
(第6条、第28条関係) 【第3条】

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

## ◇熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

1 児童福祉法の一部改正に伴う関係条例の規定整理

(1) 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 (第10条関係)

【第1条】

(2) 熊本県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例 (第13条関係)

## 【第1条】

- (3) 熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例  
 (第42条関係) 【第2条】
- 2 熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正  
 【第3条】
- (1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(第3条の2、第15条、第15条の2関係)
- (2) 所要の規定の整理を行うこととした。(第5条関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

## ◇熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び熊本県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例【第1条】  
 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う関係規定の整備を行うこととした。(第27条、第29条、第37条、第38条、第59条—第61条、第97条、第98条、第105条—第108条関係)
- 2 熊本県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例【第2条】  
 一時保護施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う関係規定の整備を行うこととした。(第21条関係)
- 3 この条例は、令和8年3月1日から施行することとした。

## ◇障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例等の一部を改正する条例

- 1 障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例の一部改正【第1条】  
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(第8条関係)
- 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正を踏まえた関係条例の規定整備
- (1) 熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(第161条の9、第209条関係)【第2条】
- (2) 熊本県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例(第60条の8関係)【第3条】
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

## ◇熊本県漁港管理条例の一部を改正する条例

- 1 使用料及び占用料の額を改定することとした。(別表第1、別表第2関係)
- 2 その他規定の整理を行うこととした。(第4条、第11条の2、第15条、附則第3項関係)
- 3 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。ただし、2は、公布の日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。

## ◇熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

- 1 道路法施行令第7条第14号及び第15号に掲げる施設に係る道路の占用料を定めることとした。(別表関係)
- 2 この条例は、令和8年1月1日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。

## ◇熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例

- 1 使用料及び占用料の額を改定することとした。(別表第1、別表第3関係)
- 2 その他規定の整理を行うこととした。(第4条、第14条関係)
- 3 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。ただし、2は、公布の日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。

## ◇熊本県地方港湾審議会条例の一部を改正する条例

- 1 港湾法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(第2条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

## ◇熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例等の一部を改正する条例

- 1 熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正【第1条】
- (1) 義務教育諸学校等の教育職員に支給される教職調整額について、教育職員の給料月額の100分の4に相当する額から、100分の10に相当する額に引き上げることとした。(第3条関係)

- (2) 指導改善研修被認定者（教育公務員特例法第25条第1項の規定による認定を受けた者であって、当該認定の日から同条第4項の認定の日までの間にあるもの）について、教職調整額を支給しないこととした。
- （第3条関係）
- (3) 1(1)の額の引上げについて、令和8年1月1日から毎年100分の1ずつ段階的に行う経過措置を定めることとした。（附則第4項関係）
- (4) その他規定の整理を行うこととした。（第4条、第6条関係）
- 2 熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部改正【第2条】
- (1) 義務教育等教員特別手当に係る規定の整備を行うこととした。（第17条の2関係）
- (2) 義務教育費国庫負担金の見直しに伴い、職務の級が3級及び4級である職員の給料月額に加算する額の規定整備を行うこととした。（別表第1関係）
- (3) 義務教育費国庫負担金の見直しに伴い、教員特殊業務手当の額を引き上げることとした。（第13条関係）
- (4) その他規定の整理を行うこととした。（第4条、第14条の4、附則第20項関係）
- 3 熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正【第3条】
- (1) 義務教育等教員特別手当に係る規定の整備を行うこととした。（第16条の2関係）
- (2) 義務教育費国庫負担金の見直しに伴い、職務の級が3級及び4級である職員の給料月額に加算する額の規定整備を行うこととした。（別表第1関係）
- (3) その他規定の整理を行うこととした。（第4条、第11条、第11条の3、第13条関係）
- 4 この条例は、令和8年1月1日から施行することとした。
- 5 所要の経過措置を定めることとした。

## 条 例

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月25日

熊本県知事 木 村 敬

### 熊本県条例第43号

#### 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正）

第1条 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和26年熊本県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条の3第1項第1号中「416,600円」を「417,600円」に改める。

第11条の3第2項中「熊本県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例（昭和26年熊本県条例第43号）、熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和32年熊本県条例第40号）、熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年熊本県条例第46号）若しくは熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成20年熊本県条例第11号）の適用を受けていた者、他の条例に規定する給料表の適用を受けていた者又は国家公務員、他の地方公共団体の公務員、沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるものに使用される者若しくは公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者であった者から引き続き」を「新たに」に改め、「（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）」を削る。

第15条の2第1項中「4,400円」を「4,700円」に、「21,000円」を「22,500円」に、「7,400円」を「7,700円」に改める。

第15条の5第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の70」を「100分の72.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の60」を「100分の62.5」に改める。

第15条の6第2項第1号中「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の52.5」に、「100分の60」を「100分の62.5」に改める。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

## 行 政 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		号 級	給料月額							
	1	197,000	243,400	277,900	311,600	334,600	369,000	423,200	474,700	528,400
	2	198,100	244,700	278,900	313,100	336,400	370,700	425,100	480,000	535,100
	3	199,300	246,100	279,900	314,500	338,200	372,300	427,000	484,900	540,300
	4	200,400	247,600	280,900	316,000	339,900	373,900	428,800	489,600	544,500
	5	201,500	249,000	282,000	317,400	341,600	375,500	430,600	493,600	547,900
	6	203,200	250,400	283,000	318,500	343,300	377,300	432,400	497,000	551,100
	7	204,800	251,800	283,900	319,500	345,000	378,800	434,200	499,900	554,000
	8	206,400	253,200	284,900	320,700	346,600	380,400	436,100	502,400	556,600
	9	207,900	254,600	285,900	321,900	348,200	381,700	437,700	504,500	558,600
	10	209,600	255,800	286,900	323,500	350,000	383,300	439,200		
	11	211,200	257,100	287,900	325,100	351,700	385,000	440,700		
	12	212,800	258,400	288,900	326,700	353,300	386,500	442,200		
	13	214,400	259,600	289,900	328,100	354,800	388,400	443,700		
	14	216,100	260,800	291,200	329,700	356,400	390,300	445,000		
	15	217,800	262,000	292,500	331,300	358,000	392,200	446,300		
	16	219,500	263,200	293,700	333,000	359,500	394,000	447,500		
	17	220,700	264,400	294,900	334,400	360,900	395,500	448,700		
	18	222,300	265,500	296,200	336,100	362,600	397,300	450,000		
	19	223,900	266,600	297,400	337,700	364,200	399,000	451,300		
	20	225,400	267,700	298,700	339,300	365,800	400,600	452,600		
	21	226,900	268,600	299,700	340,700	367,000	402,400	453,800		
	22	228,500	269,600	300,900	342,400	368,500	403,800	454,600		
	23	230,100	270,600	302,100	344,100	370,000	405,200	455,400		
	24	231,800	271,600	303,400	345,700	371,500	406,600	456,200		
	25	233,400	272,600	304,700	346,900	373,200	408,000	456,800		
	26	235,100	273,500	305,700	348,800	375,000	409,200	457,400		
	27	236,400	274,300	306,700	350,600	376,600	410,400	458,000		
	28	237,700	275,200	307,700	352,200	378,300	411,400	458,600		
	29	239,000	276,000	308,800	353,700	379,700	412,500	459,300		
	30	240,100	276,800	310,000	355,300	381,000	413,700	460,100		
	31	241,200	277,600	311,100	356,900	382,200	414,800	460,500		
	32	242,300	278,300	312,300	358,500	383,700	415,900	461,200		
	33	243,400	279,000	313,400	360,200	384,800	416,600	461,700		
	34	244,300	279,800	314,700	362,000	385,700	417,300	462,100		
	35	245,200	280,600	316,100	363,800	386,700	418,000	462,500		
	36	246,200	281,200	317,400	365,600	387,700	418,700	462,900		
	37	247,300	282,000	318,600	367,200	388,500	419,300	463,300		
	38	248,200	282,800	319,900	368,600	389,400	419,900	463,600		
	39	249,100	283,500	321,200	370,000	390,300	420,400	463,900		
	40	249,900	284,200	322,500	371,400	391,100	420,800	464,200		

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	250,700	284,900	323,800	372,900	391,900	421,200	464,500		
	42	251,400	285,600	325,000	373,700	392,700	421,400	464,800		
	43	252,000	286,300	326,300	374,600	393,500	421,700	465,100		
	44	252,600	287,000	327,400	375,600	394,200	422,000	465,400		
	45	253,300	287,700	328,300	376,500	394,900	422,300	465,700		
	46	253,900	288,300	329,600	377,600	395,600	422,600			
	47	254,500	289,000	330,900	378,500	396,300	422,900			
	48	255,100	289,600	332,200	379,500	397,000	423,200			
	49	255,600	290,300	333,400	380,400	397,500	423,400			
	50	256,200	290,900	334,700	381,100	398,100	423,700			
	51	256,800	291,600	335,900	381,800	398,700	423,900			
	52	257,300	292,300	337,100	382,400	399,400	424,200			
	53	257,700	292,800	338,400	382,800	399,800	424,400			
	54	258,100	293,400	339,400	383,400	400,400	424,700			
	55	258,400	294,000	340,500	384,100	401,100	425,000			
	56	258,700	294,700	341,600	384,800	401,600	425,300			
	57	259,000	295,300	342,300	385,100	402,000	425,500			
	58	259,300	295,900	343,200	385,800	402,600	425,800			
	59	259,600	296,500	343,900	386,500	403,200	426,100			
	60	259,900	297,200	344,700	387,100	403,700	426,300			
	61	260,200	297,800	345,500	387,400	404,100	426,500			
	62	260,500	298,500	345,900	387,900	404,600	426,800			
	63	260,800	299,000	346,400	388,500	405,100	427,100			
	64	261,100	299,500	347,100	389,100	405,700	427,300			
	65	261,400	300,000	347,900	389,400	406,000	427,500			
	66	261,700	300,600	348,600	390,000	406,400	427,800			
	67	262,000	301,100	349,300	390,700	406,700	428,100			
	68	262,300	301,700	350,000	391,300	407,100	428,300			
	69	262,600	302,100	350,500	391,700	407,400	428,500			
	70	262,900	302,600	351,100	392,200	407,700	428,800			
	71	263,200	303,100	351,600	392,800	408,000	429,100			
	72	263,500	303,700	352,200	393,300	408,200	429,300			
	73	263,800	304,200	352,500	393,800	408,400	429,500			
	74	264,100	304,600	353,000	394,400	408,700				
	75	264,500	304,900	353,300	394,800	409,000				
	76	264,800	305,200	353,700	395,100	409,200				
	77	265,100	305,400	354,100	395,500	409,400				
	78	265,400	305,700	354,600	396,000	409,700				
	79	265,700	305,900	355,100	396,400	410,000				
	80	266,000	306,200	355,600	396,800	410,200				
	81	266,300	306,400	355,900	397,200	410,400				
	82	266,600	306,600	356,300	397,700	410,700				
	83	266,900	306,900	356,700	398,100	411,000				
	84	267,200	307,100	357,100	398,500	411,200				
	85	267,500	307,400	357,400	398,800	411,400				
	86	267,800	307,600	357,800						
	87	268,100	307,900	358,200						
	88	268,400	308,200	358,600						

89	268,700	308,500	358,800						
90	269,000	308,800	359,200						
91	269,300	309,100	359,600						
92	269,600	309,400	360,000						
93	269,900	309,600	360,200						
94		309,800	360,500						
95		310,100	360,900						
96		310,500	361,200						
97		310,700	361,500						
98		311,000	361,900						
99		311,300	362,300						
100		311,700	362,700						
101		311,900	363,200						
102		312,200	363,600						
103		312,500	364,000						
104		312,800	364,400						
105		313,000	364,900						
106		313,300	365,300						
107		313,600	365,600						
108		313,900	365,900						
109		314,100	366,300						
110		314,400							
111		314,800							
112		315,100							
113		315,300							
114		315,600							
115		315,900							
116		316,300							
117		316,500							
118		316,700							
119		317,000							
120		317,300							
121		317,600							
122		317,800							
123		318,100							
124		318,400							
125		318,700							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額								
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	201,500	229,100	271,100	291,800	307,500	333,900	377,000	411,600	465,100

備考 この表は、他の条例に別段の定めのあるものを除くほか、他の給料表の適用を受けない全ての職員（第15条の9及び附則第2項に規定する職員を除く。）に適用する。

別表第2 (第4条関係)

## 公 安 職 給 料 表

職員の区分	職務の級号 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額								
	1	226,900	248,100	271,200	310,000	346,100	367,900	399,000	435,700	482,600
	2	229,300	250,300	273,100	311,000	347,600	369,600	400,800	437,300	488,700
	3	231,800	252,500	275,200	311,900	349,000	371,300	402,400	438,800	493,600
	4	234,200	254,700	277,300	312,800	350,600	372,900	404,100	440,300	497,800
	5	236,500	256,900	279,300	313,400	352,100	374,500	405,600	441,800	501,800
	6	238,900	258,900	280,600	314,100	353,500	376,200	407,200	443,400	505,300
	7	241,300	260,900	282,000	314,700	354,800	377,800	408,800	444,800	508,200
	8	243,500	262,700	283,300	315,500	356,100	379,300	410,400	446,200	510,700
	9	245,700	264,600	284,600	316,100	357,400	380,800	411,900	447,300	512,900
	10	247,900	266,300	285,900	316,800	359,000	382,400	413,500	448,700	
	11	250,000	268,000	287,100	317,500	360,600	384,100	415,100	450,200	
	12	252,000	269,400	288,300	318,100	362,200	385,700	416,700	451,700	
	13	253,900	270,800	289,500	318,800	363,600	387,300	418,300	453,100	
	14	255,900	272,600	290,500	319,500	365,200	388,900	420,300	454,800	
	15	257,900	273,900	291,500	320,100	366,800	390,500	422,300	456,400	
	16	259,500	275,300	292,900	320,900	368,300	392,100	424,300	458,000	
	17	261,100	276,700	294,000	321,600	369,800	393,700	425,800	459,400	
	18	262,600	277,900	295,100	322,400	371,400	395,300	427,500	461,100	
	19	264,100	279,100	296,200	323,400	372,900	396,900	429,100	462,800	
	20	265,700	280,200	297,300	324,200	374,400	398,500	430,800	464,400	
	21	267,200	281,600	298,600	325,100	375,900	400,000	432,400	465,800	
	22	268,700	282,700	299,200	326,300	377,500	401,700	433,900	466,500	
	23	270,200	283,900	299,700	327,600	379,100	403,400	435,500	467,200	
	24	271,700	285,000	300,300	328,900	380,700	405,100	436,900	467,900	
	25	273,200	286,300	300,700	330,100	382,100	406,800	438,100	468,300	
	26	274,400	287,600	301,300	331,600	383,900	408,800	439,600	468,800	
	27	275,600	288,800	301,800	333,000	385,600	410,600	441,100	469,500	
	28	276,800	290,000	302,300	334,000	387,200	412,500	442,500	470,100	
	29	278,000	290,900	302,700	334,900	388,800	414,200	444,000	470,700	
	30	279,100	291,900	303,300	336,100	390,400	415,600	445,300	471,400	
	31	280,200	293,000	303,800	337,200	392,000	416,800	446,500	471,900	
	32	281,400	294,000	304,300	338,300	393,600	418,200	447,700	472,400	
	33	282,700	295,200	304,800	339,400	395,300	419,200	448,700	472,900	
	34	284,000	295,800	305,400	340,600	397,300	420,300	449,400	473,200	
	35	285,200	296,400	305,800	341,800	399,300	421,300	450,100	473,500	
	36	286,500	297,000	306,200	342,800	401,400	422,300	450,800	473,900	
	37	287,400	297,400	306,700	343,900	403,100	423,400	451,300	474,200	
	38	288,400	298,000	307,300	345,100	404,800	424,500	451,700	474,400	
	39	289,500	298,700	307,900	346,300	406,300	425,600	452,200	474,700	
	40	290,600	299,200	308,400	347,500	407,800	426,700	452,500	474,900	
	41	291,800	299,600	309,000	348,600	409,000	427,900	452,800	475,200	
	42	292,400	300,200	309,700	349,800	410,000	428,700	453,100	475,400	
	43	293,000	300,800	310,400	351,000	411,000	429,500	453,400	475,600	
	44	293,500	301,300	311,000	352,200	412,000	430,100	453,700	475,800	

	45	293,900	301,700	311,600	353,300	413,000	430,600	453,900	476,200	
	46	294,400	302,200	312,400	354,600	414,100	431,300	454,200		
	47	294,900	302,700	313,200	355,800	415,200	432,000	454,500		
	48	295,400	303,200	313,900	357,000	416,300	432,600	454,700		
	49	295,800	303,700	314,700	358,200	417,600	433,300	455,000		
	50	296,300	304,200	315,800	359,500	418,500	433,700	455,300		
	51	296,800	304,800	316,800	360,800	419,300	434,300	455,600		
	52	297,300	305,300	317,800	362,100	419,900	435,000	455,900		
	53	297,800	305,900	318,800	363,000	420,400	435,400	456,100		
	54	298,500	306,500	319,900	364,300	421,100	435,800	456,400		
	55	298,900	307,200	320,900	365,500	421,700	436,300	456,600		
	56	299,300	307,800	321,900	366,800	422,400	436,800	456,900		
	57	299,800	308,400	322,900	367,900	422,700	437,300	457,100		
	58	300,300	309,200	324,000	369,200	423,400	437,800	457,400		
	59	300,800	310,000	325,100	370,600	424,100	438,200	457,700		
	60	301,200	310,700	326,200	372,000	424,600	438,600	457,900		
	61	301,700	311,500	327,000	373,300	425,000	439,000	458,100		
	62	302,100	312,300	328,100	374,800	425,400	439,300	458,400		
	63	302,600	313,100	329,200	376,300	425,900	439,600	458,700		
	64	303,000	314,000	330,300	377,700	426,400	439,900	459,000		
	65	303,500	314,800	331,200	378,900	426,900	440,100	459,200		
	66	304,000	315,700	332,300	380,300	427,300	440,400	459,500		
	67	304,400	316,500	333,500	381,600	427,800	440,700	459,800		
	68	304,800	317,300	334,600	383,000	428,300	440,900	460,100		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	69	305,300	318,200	335,600	384,200	428,800	441,100	460,300		
	70	305,700	319,000	336,700	385,400	429,300	441,400	460,600		
	71	306,100	319,900	337,900	386,600	429,900	441,700	460,900		
	72	306,600	320,800	339,100	387,800	430,400	441,900	461,200		
	73	307,100	321,400	339,800	389,100	430,800	442,100	461,400		
	74	307,600	322,300	341,100	390,300	431,400	442,400			
	75	308,200	323,200	342,400	391,500	431,800	442,700			
	76	308,600	324,000	343,700	392,600	432,000	442,900			
	77	309,100	324,600	344,900	393,700	432,300	443,100			
	78	309,600	325,500	346,300	394,900	432,800	443,400			
	79	310,200	326,400	347,700	396,000	433,100	443,700			
	80	310,800	327,400	349,100	397,200	433,400	443,900			
	81	311,300	328,300	350,500	398,300	433,700	444,100			
	82	311,800	329,300	352,100	398,900	434,100	444,400			
	83	312,500	330,200	353,600	399,400	434,500	444,700			
	84	313,100	331,200	355,100	399,900	435,000	444,900			
	85	313,700	332,100	356,500	400,500	435,300	445,100			
	86	314,300	333,200	358,000	401,200					
	87	315,000	334,200	359,500	401,800					
	88	315,800	335,200	360,900	402,400					
	89	316,500	336,100	362,200	402,700					
	90	317,200	337,400	363,400	403,200					
	91	317,900	338,600	364,600	403,700					
	92	318,600	339,800	365,900	404,200					
	93	319,100	341,000	367,300	404,600					
	94	320,000	342,300	368,800	405,000					
	95	320,900	343,500	370,300	405,500					
	96	321,700	344,700	371,700	406,000					

	97	322,400	345,900	373,000	406,400						
	98	323,300	347,200	374,200	406,900						
	99	324,200	348,400	375,300	407,400						
	100	325,100	349,700	376,500	407,800						
	101	326,000	351,100	377,600	408,100						
	102	327,000	352,000	378,700	408,500						
	103	328,000	353,000	379,800	408,900						
	104	328,900	354,100	380,900	409,200						
	105	329,700	355,200	382,100	409,500						
	106	330,300	356,300	382,600	410,000						
	107	330,900	357,300	383,200	410,500						
	108	331,500	358,300	383,900	411,000						
	109	332,000	359,500	384,500	411,300						
	110	332,600	360,500	385,000	411,800						
	111	333,000	361,500	385,400	412,300						
	112	333,500	362,400	385,900	412,800						
	113	334,300	363,300	386,300	413,100						
	114	334,900	364,200	386,700	413,600						
	115	335,600	365,100	387,200	414,100						
	116	336,200	366,100	387,700	414,600						
	117	336,800	367,200	388,100	415,000						
	118	337,500	367,600	388,600	415,500						
	119	338,200	368,200	389,200	415,900						
	120	338,900	368,800	389,700	416,400						
	121	339,500	369,100	389,900	416,800						
	122	339,800	369,500	390,400							
	123	340,300	369,900	390,900							
	124	340,800	370,300	391,300							
	125	341,100	370,700	391,800							
	126		371,100	392,300							
	127		371,500	392,800							
	128		371,900	393,300							
	129		372,300	393,600							
	130		372,700	394,100							
	131		373,100	394,600							
	132		373,500	395,100							
	133		373,700	395,400							
	134		374,200	395,900							
	135		374,500	396,300							
	136		374,800	396,700							
	137		375,100	397,000							
	138		375,500	397,400							
	139		376,000	397,900							
	140		376,500	398,400							
	141		376,800	398,700							
	142		377,300								
	143		377,800								
	144		378,300								
	145		378,600								
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		256,900	269,100	273,600	306,400	323,800	338,500	362,800	399,300	432,400	

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第3 (第4条関係)

## 研 究 職 給 料 表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	197,400	248,300	340,900	390,800	462,800
	2	198,500	252,600	342,900	392,200	473,100
	3	199,700	255,400	344,900	393,600	482,800
	4	200,800	258,100	346,800	395,000	492,800
	5	201,900	260,700	348,600	396,400	502,700
	6	204,100	262,400	350,700	397,800	512,800
	7	206,200	263,900	352,600	399,100	521,600
	8	208,300	265,500	354,500	400,500	529,500
	9	210,400	267,000	356,200	402,000	537,400
	10	212,400	269,000	357,800	403,500	544,500
	11	214,500	270,900	359,300	404,900	549,800
	12	216,500	272,800	360,900	406,300	554,400
	13	218,500	274,800	362,500	407,600	557,400
	14	220,400	277,000	363,500	409,100	559,400
	15	222,300	279,200	364,500	410,600	
	16	224,100	281,500	365,400	412,100	
	17	225,800	283,600	366,500	413,600	
	18	227,600	285,900	367,800	415,200	
	19	229,400	288,200	369,000	416,800	
	20	231,300	290,600	370,200	418,600	
	21	233,100	292,900	371,400	419,800	
	22	234,900	295,000	372,500	421,200	
	23	236,600	297,100	373,500	422,600	
	24	238,300	299,200	374,500	423,900	
	25	240,000	301,200	375,600	425,200	
	26	242,100	303,100	376,600	426,500	
	27	244,000	305,000	377,500	428,000	
	28	245,900	306,900	378,500	429,500	
	29	247,900	308,800	379,400	430,700	
	30	249,000	310,300	380,200	431,900	
	31	250,100	311,800	381,000	433,500	
	32	251,200	313,300	381,800	435,100	
	33	252,600	314,800	382,500	436,400	
	34	253,900	316,400	383,200	437,800	
	35	255,300	317,900	384,100	439,200	
	36	256,700	319,300	384,900	440,600	
	37	258,100	320,700	385,600	442,000	
	38	259,600	321,600	386,300	443,400	
	39	261,100	322,500	387,100	444,800	
	40	262,700	323,300	387,900	446,200	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	264,100	324,000	388,700	447,300	
	42	265,500	324,500	389,900	448,600	
	43	266,900	325,000	391,100	450,000	
	44	268,300	325,400	392,300	451,300	
	45	269,800	325,800	393,000	452,200	
	46	271,100	326,300	394,000	453,000	
	47	272,300	326,800	394,800	453,900	
	48	273,500	327,200	395,500	454,800	
	49	274,700	327,600	396,200	455,600	
	50	275,800	328,000	396,900	456,400	
	51	276,900	328,300	397,500	457,000	
	52	278,000	328,800	398,100	457,800	
	53	279,000	329,200	398,700	458,200	
	54	280,100	329,600	399,400	458,800	
	55	281,100	330,000	400,200	459,300	
	56	282,200	330,300	401,100	459,800	
	57	283,200	330,700	401,700	460,300	
	58	283,900	331,000	402,500		
	59	284,400	331,400	403,200		
	60	285,000	331,700	403,900		
	61	285,600	332,100	404,500		
	62	286,200	332,700	405,200		
	63	286,800	333,300	405,800		
	64	287,300	333,800	406,500		
	65	287,900	334,200	407,200		
	66	288,400	334,800	407,800		
	67	289,000	335,300	408,400		
	68	289,500	335,900	409,100		
	69	290,100	336,400	409,800		
	70	290,800	336,900	410,300		
	71	291,400	337,400	410,900		
	72	292,000	338,000	411,500		
	73	292,600	338,500	412,000		
	74	293,200	339,200	412,600		
	75	293,800	339,900	413,200		
	76	294,500	340,600	413,700		
	77	295,100	341,200	414,200		
	78	295,800	341,800	414,700		
	79	296,500	342,500	415,200		
	80	297,000	343,200	415,900		
	81	297,600	343,900	416,300		
	82	298,200	344,600			
	83	299,000	345,200			
	84	299,600	345,800			
	85	300,100	346,300			
	86	300,700	346,800			
	87	301,400	347,200			
	88	302,000	347,600			

89	302,500	347,900			
90	303,100	348,400			
91	303,800	348,700			
92	304,400	349,100			
93	305,000	349,400			
94	305,600	349,800			
95	306,200	350,200			
96	306,800	350,600			
97	307,100	351,100			
98	307,600	351,600			
99	308,200	352,100			
100	308,700	352,600			
101	309,100	353,100			
102	309,500	353,600			
103	309,800	354,000			
104	310,200	354,500			
105	310,600	354,900			
106	311,000	355,300			
107	311,400	355,800			
108	311,700	356,200			
109	311,900	356,700			
110	312,300	357,100			
111	312,600	357,500			
112	312,800	357,900			
113	313,100	358,400			
114	313,400	358,800			
115	313,700	359,200			
116	314,000	359,600			
117	314,200	360,100			
118	314,500	360,500			
119	314,700	360,900			
120	315,000	361,300			
121	315,300	361,700			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額				
	円	円	円	円	円
	231,600	275,000	301,000	345,000	405,800

備考 この表は、試験研究機関等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第4 (第4条関係)

## 医 療 職 給 料 表

## ア 医療職給料表 (1)

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級
		号 級	給料月額	給料月額	給料月額
	1	307,400	418,100	473,100	569,500
	2	309,700	420,800	475,100	575,700
	3	312,000	423,400	477,000	580,800
	4	314,200	425,800	478,900	585,500
	5	316,400	428,100	480,300	589,900
	6	319,900	430,300	482,000	594,200
	7	323,400	432,300	483,800	597,600
	8	326,800	434,400	485,600	600,500
	9	330,200	436,600	487,500	603,000
	10	333,800	438,100	489,200	605,400
	11	337,200	439,600	491,000	
	12	340,600	441,100	492,800	
	13	344,000	442,500	494,600	
	14	347,500	443,900	496,300	
	15	351,000	445,400	498,100	
	16	354,400	446,800	499,900	
	17	357,800	448,100	501,700	
	18	360,900	449,600	503,700	
	19	364,100	451,000	505,600	
	20	367,400	452,500	507,500	
	21	370,700	453,800	509,400	
	22	373,800	455,300	511,100	
	23	376,900	456,700	512,900	
	24	379,900	458,100	514,700	
	25	383,000	459,500	516,300	
	26	385,400	460,900	518,100	
	27	387,700	462,200	519,900	
	28	389,900	463,600	521,500	
	29	391,800	465,000	522,900	
	30	393,500	466,300	524,600	
	31	395,200	467,700	526,400	
	32	397,000	469,200	528,100	
	33	398,700	470,500	529,600	
	34	400,500	471,900	530,900	
	35	402,200	473,200	532,200	
	36	403,500	474,600	533,500	
	37	404,900	476,000	534,500	
	38	406,300	477,700	535,800	
	39	407,700	479,300	537,200	
	40	409,100	480,800	538,500	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	410,600	482,400	539,500	
	42	411,300	483,600	540,300	
	43	411,900	484,700	541,100	
	44	412,500	485,800	541,900	
	45	413,300	486,900	542,800	
	46	413,900	487,800	543,600	
	47	414,500	488,700	544,400	
	48	415,000	489,500	545,100	
	49	415,500	490,200	545,900	
	50	415,900	490,900	546,700	
	51	416,400	491,600	547,400	
	52	416,800	492,200	548,300	
	53	417,200	492,800	549,200	
	54	417,500	493,500	550,000	
	55	417,900	494,100	550,900	
	56	418,300	494,700	551,800	
	57	418,600	495,000	552,600	
	58	419,000	495,600	553,400	
	59	419,300	496,200	554,300	
	60	419,700	496,900	555,000	
	61	420,100	497,300	555,800	
	62	420,400	497,900	556,700	
	63	420,700	498,600	557,600	
	64	421,000	499,300	558,500	
	65	421,300	499,700	559,300	
	66		500,300	560,200	
	67		500,900	561,100	
	68		501,400	562,000	
	69		501,900	562,800	
	70		502,400	563,700	
	71		503,000	564,600	
	72		503,500	565,500	
	73		503,900	566,300	
	74		504,400		
	75		504,800		
	76		505,200		
	77		505,700		
	78		506,300		
	79		506,800		
	80		507,200		
	81		507,700		
	82		508,300		
	83		508,900		
	84		509,400		
	85		509,900		

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		314,700	358,600	415,200	491,400

備考 この表は、医療施設、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## イ 医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	202,200	241,200	276,000	295,000	328,200	374,500	429,700
	2	204,300	242,500	276,800	295,800	329,600	376,200	431,600
	3	206,400	243,800	277,500	296,500	331,000	377,800	433,600
	4	208,500	245,100	278,300	297,200	332,400	379,400	435,500
	5	210,500	246,300	279,100	297,900	333,900	380,900	437,300
	6	212,500	247,500	279,900	298,700	335,500	382,500	438,900
	7	214,600	248,500	280,700	299,400	337,000	384,200	440,500
	8	216,400	249,400	281,500	300,100	338,500	385,800	442,000
	9	218,200	250,500	282,200	300,900	339,900	387,400	443,500
	10	220,100	251,600	283,000	301,600	341,500	389,400	444,800
	11	222,000	252,700	283,800	302,400	343,000	391,400	446,100
	12	224,100	253,900	284,600	303,000	344,500	393,400	447,400
	13	225,800	255,100	285,400	303,600	345,900	394,800	448,700
	14	227,800	256,300	286,200	304,700	347,500	396,500	449,900
	15	230,000	257,500	286,900	305,800	349,000	398,200	451,100
	16	232,200	258,600	287,700	307,000	350,600	399,900	452,300
	17	234,300	259,600	288,500	308,100	352,100	401,700	453,500
	18	235,400	260,600	289,300	309,300	353,700	403,200	454,600
	19	236,400	261,700	290,100	310,400	355,300	404,700	455,800
	20	237,500	262,700	290,800	311,600	356,800	406,200	457,000
	21	238,600	263,800	291,600	312,800	358,100	407,500	458,100
	22	239,400	264,800	292,500	314,000	359,600	408,800	458,900
	23	240,300	265,600	293,400	315,200	361,100	410,100	459,300
	24	241,100	266,400	294,100	316,400	362,600	411,200	460,000
	25	242,000	267,200	294,800	317,600	364,000	412,300	460,500
	26	242,900	268,000	295,700	318,800	365,500	413,400	460,900
	27	243,800	268,800	296,600	319,900	367,100	414,500	461,300
	28	244,700	269,600	297,300	321,100	368,500	415,600	461,700
	29	245,500	270,300	298,100	322,300	369,900	416,400	462,100
	30	246,300	271,100	299,200	323,500	371,500	417,200	462,500
	31	247,000	271,900	300,100	324,700	372,900	418,000	462,800
	32	247,900	272,700	301,100	325,900	374,400	418,800	463,100
	33	248,600	273,500	302,100	327,000	375,600	419,200	463,400
	34	249,200	274,300	303,200	328,100	376,700	419,800	463,700
	35	249,900	274,900	304,200	329,300	377,900	420,300	464,000
	36	250,600	275,700	305,100	330,500	379,000	420,700	464,300
	37	251,300	276,600	306,100	331,700	380,000	421,100	464,600
	38	251,900	277,400	307,100	333,000	380,800	421,300	
	39	252,500	278,200	308,100	334,300	381,700	421,600	
	40	253,100	278,900	309,100	335,500	382,800	421,900	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	253,700	279,600	310,000	336,400	383,900	422,200	
	42	254,300	280,400	311,200	337,600	384,900	422,500	
	43	254,900	281,200	312,300	338,800	385,900	422,800	
	44	255,400	282,000	313,400	340,000	386,800	423,100	
	45	255,800	282,700	314,400	340,900	387,600	423,300	
	46	256,400	283,500	315,600	341,900	388,400	423,600	
	47	256,800	284,300	316,700	342,900	389,300	423,900	
	48	257,200	285,000	317,700	343,800	390,100	424,200	
	49	257,600	285,700	318,800	344,700	390,600	424,400	
	50	258,100	286,400	319,800	345,600	391,400	424,600	
	51	258,600	287,000	320,900	346,600	392,200	424,900	
	52	259,100	287,700	322,000	347,500	393,000	425,200	
	53	259,400	288,400	323,000	348,000	393,400	425,400	
	54	259,700	289,000	324,000	348,900	394,100		
	55	260,000	289,700	325,000	349,700	394,800		
	56	260,300	290,300	326,000	350,600	395,400		
	57	260,600	291,000	326,900	351,300	395,800		
	58	260,900	291,700	327,900	351,600	396,300		
	59	261,200	292,400	328,900	352,000	396,900		
	60	261,500	293,000	329,800	352,600	397,500		
	61	261,800	293,500	330,700	353,200	397,900		
	62	262,100	294,100	331,400	353,900	398,400		
	63	262,400	294,800	332,100	354,600	398,900		
	64	262,700	295,400	332,800	355,200	399,400		
	65	263,000	295,900	333,400	355,900	400,000		
	66	263,300	296,500	334,100	356,400	400,500		
	67	263,600	297,200	334,700	357,000	401,200		
	68	263,900	297,800	335,300	357,600	401,800		
	69	264,200	298,500	335,900	357,900	402,300		
	70	264,600	299,100	336,100	358,400	402,800		
	71	264,900	299,700	336,500	358,800	403,200		
	72	265,100	300,300	337,000	359,300	403,600		
	73	265,300	300,900	337,600	359,800	403,900		
	74	265,600	301,400	338,100	360,300	404,400		
	75	265,900	301,800	338,600	360,800	404,800		
	76	266,100	302,200	339,000	361,200	405,200		
	77	266,300	302,500	339,600	361,500	405,600		
	78	266,600	302,800	340,100	361,800			
	79	266,900	303,000	340,500	362,000			
	80	267,100	303,300	341,000	362,300			
	81	267,300	303,600	341,500	362,800			
	82	267,600	303,800	341,800	363,100			
	83	267,900	304,100	342,000	363,400			
	84	268,100	304,400	342,300	363,700			
	85	268,300	304,600	342,700	364,100			
	86		304,800	343,100	364,400			
	87		305,000	343,400	364,700			
	88		305,200	343,700	365,000			

89		305,600	344,000	365,400				
90		305,800	344,200	365,700				
91		306,000	344,600	365,900				
92		306,200	344,900	366,200				
93		306,600	345,100	366,500				
94		306,800	345,400	367,000				
95		307,000	345,700	367,400				
96		307,300	345,900	367,800				
97		307,600	346,100	368,300				
98		307,800	346,400	368,700				
99		308,000	346,700	369,100				
100		308,300	346,900	369,500				
101		308,600	347,100	370,000				
102		308,800	347,300					
103		309,000	347,700					
104		309,300	347,900					
105		309,600	348,100					
106			348,400					
107			348,800					
108			349,200					
109			349,400					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		202,500	229,200	258,800	272,900	299,600	342,000	385,700

備考 この表は、医療施設、保健所、家畜保健衛生所、教育機関等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士  
その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## ウ 医療職給料表(3)

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		号 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	223,000	256,200	295,600	309,100	332,800	375,600
	2	224,900	258,300	296,100	309,600	333,800	377,300
	3	226,700	260,500	296,600	310,100	334,800	379,000
	4	228,400	262,700	297,100	310,600	335,700	380,700
	5	230,100	265,000	297,500	311,100	336,700	382,500
	6	232,100	266,000	298,000	311,600	337,900	384,600
	7	233,900	266,800	298,600	312,200	339,100	386,600
	8	235,600	267,700	299,000	312,600	340,300	388,600
	9	237,300	268,500	299,400	313,100	341,200	390,300
	10	239,200	269,600	299,900	313,600	342,400	392,400
	11	241,100	270,700	300,400	314,200	343,500	394,500
	12	243,000	271,600	300,900	314,700	344,600	396,500
	13	244,800	272,400	301,300	315,100	345,600	398,400
	14	246,800	273,100	301,800	315,800	346,700	400,000
	15	248,900	273,800	302,200	316,500	347,800	401,900
	16	250,900	274,600	302,700	317,100	348,900	403,700
	17	252,900	275,700	303,200	317,700	350,100	405,400
	18	254,900	276,600	303,600	318,600	351,200	407,100
	19	257,000	277,500	304,100	319,400	352,300	409,100
	20	259,000	278,400	304,500	320,300	353,400	410,800
	21	260,900	279,400	305,000	321,100	354,500	412,500
	22	262,100	280,400	305,400	322,000	355,700	414,200
	23	263,200	281,400	305,900	322,900	356,800	416,000
	24	264,400	282,400	306,300	323,700	357,900	417,900
	25	265,500	283,200	306,800	324,500	358,900	419,500
	26	266,300	284,100	307,400	325,300	360,200	421,200
	27	267,200	285,000	308,100	326,200	361,500	423,000
	28	268,000	285,900	308,800	327,100	362,800	424,800
	29	268,800	286,900	309,500	327,800	364,000	426,300
	30	269,500	287,600	310,200	328,900	365,500	427,800
	31	270,200	288,300	310,900	330,000	367,100	429,300
	32	270,900	289,000	311,700	331,000	368,600	430,600
	33	271,700	289,600	312,400	332,100	369,800	431,800
	34	272,300	290,200	313,200	333,200	371,300	432,900
	35	272,900	290,700	313,900	334,300	372,700	434,100
	36	273,400	291,100	314,600	335,400	374,100	435,400
	37	274,000	291,500	315,300	336,500	375,500	436,700
	38	274,700	292,100	316,200	337,600	376,500	437,800
	39	275,400	292,600	317,000	338,700	377,900	439,000
	40	276,100	293,000	317,800	339,800	379,200	440,200

	41	276,800	293,400	318,400	340,600	380,500	441,400
	42	277,400	293,900	319,300	341,700	381,900	442,400
	43	278,100	294,300	320,300	342,800	383,200	443,500
	44	278,700	294,800	321,200	343,800	384,600	444,600
	45	279,500	295,300	322,000	344,700	386,100	445,600
	46	280,200	295,700	323,000	345,600	387,300	446,100
	47	280,900	296,200	324,000	346,600	388,400	446,600
	48	281,600	296,600	324,900	347,600	389,600	447,000
	49	282,100	297,100	325,800	348,800	390,700	447,600
	50	282,600	297,500	326,700	350,200	391,600	448,100
	51	283,000	298,000	327,700	351,400	392,600	448,500
	52	283,400	298,600	328,700	352,600	393,500	449,000
	53	283,700	299,000	329,500	353,500	394,100	449,500
	54	284,200	299,400	330,400	354,700	394,900	449,900
	55	284,600	299,900	331,400	355,800	395,700	450,200
	56	285,000	300,300	332,300	357,100	396,500	450,500
	57	285,400	300,800	333,300	358,100	397,200	450,900
	58	285,800	301,500	334,200	359,000	397,900	
	59	286,100	302,200	335,200	360,100	398,600	
	60	286,400	302,900	336,100	361,300	399,200	
	61	286,800	303,600	337,000	362,400	399,800	
	62	287,200	304,500	338,100	363,600	400,400	
	63	287,600	305,400	339,300	364,800	401,200	
	64	287,900	306,100	340,500	365,800	401,800	
	65	288,200	306,800	341,200	366,900	402,500	
	66	288,600	307,700	342,300	367,900	403,000	
	67	289,000	308,500	343,400	369,000	403,600	
	68	289,300	309,300	344,300	370,100	404,100	
	69	289,700	310,000	345,400	370,900	404,500	
	70	290,200	310,900	346,100	372,000	405,100	
	71	290,600	311,800	347,200	373,100	405,500	
	72	290,900	312,600	348,300	374,100	405,800	
	73	291,300	313,500	349,400	374,800	406,100	
	74	291,800	314,300	350,700	375,600	406,600	
	75	292,300	315,200	351,800	376,400	407,000	
	76	292,800	316,200	352,900	377,100	407,300	
	77	293,300	317,000	354,000	377,700	407,600	
	78	293,800	317,900	355,100	378,200	408,100	
	79	294,400	318,900	356,100	378,700	408,600	
	80	294,800	319,800	357,200	379,200	409,000	
	81	295,300	320,300	358,100	379,800	409,300	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	82	295,700	321,100	359,100	380,300	409,700	
	83	296,200	322,000	360,000	380,800	410,200	
	84	296,700	322,800	361,000	381,300	410,600	
	85	297,100	323,600	361,900	381,700	411,000	
	86	297,500	324,500	362,700	382,100		
	87	298,000	325,500	363,500	382,700		
	88	298,600	326,500	364,300	383,200		

89	299,000	327,400	364,900	383,500			
90	299,500	328,400	365,500	384,100			
91	300,000	329,400	366,100	384,400			
92	300,500	330,400	366,800	384,700			
93	301,000	331,200	367,200	385,300			
94	301,400	331,900	367,600	385,800			
95	301,900	332,700	368,100	386,300			
96	302,500	333,300	368,500	386,800			
97	303,100	333,800	369,000	387,400			
98	303,600	334,100	369,400	387,900			
99	304,100	334,600	369,900	388,400			
100	304,600	335,200	370,300	388,800			
101	305,000	335,600	370,600	389,400			
102	305,500	336,100	371,100	389,900			
103	305,900	336,700	371,400	390,400			
104	306,300	337,200	371,700	390,900			
105	306,700	337,600	372,100	391,500			
106	307,100	338,100	372,600	391,900			
107	307,500	338,600	373,100	392,400			
108	307,800	339,100	373,600	392,900			
109	308,000	339,500	374,100	393,500			
110	308,300	339,800	374,600				
111	308,500	340,100	375,100				
112	308,800	340,400	375,500				
113	309,100	340,700	375,900				
114	309,300	341,100	376,300				
115	309,600	341,400	376,800				
116	309,800	341,700	377,300				
117	310,100	341,900	377,700				
118	310,300	342,200	378,200				
119	310,600	342,500	378,700				
120	310,900	342,700	379,200				
121	311,200	342,900	379,500				
122	311,500	343,200					
123	311,800	343,500					
124	312,100	343,800					
125	312,300	344,000					
126	312,500	344,300					
127	312,800	344,600					
128	313,200	344,800					
129	313,400	345,000					
130	313,700	345,200					
131	314,000	345,500					
132	314,400	345,700					
133	314,600	346,000					
134	314,900	346,400					
135	315,200	346,800					
136	315,600	347,200					

137	315,800	347,500					
138	316,100	347,900					
139	316,400	348,300					
140	316,700	348,700					
141	316,900	349,000					
142	317,200	349,400					
143	317,600	349,800					
144	317,900	350,200					
145	318,100	350,500					
146	318,300	350,900					
147	318,600	351,300					
148	318,900	351,700					
149	319,100	352,000					
150	319,300	352,400					
151	319,600	352,800					
152	319,900	353,200					
153	320,300	353,500					
154	320,500						
155	320,700						
156	321,000						
157	321,300						
158	321,600						
159	321,900						
160	322,200						
161	322,600						
162	322,900						
163	323,200						
164	323,500						
165	323,900						
166	324,200						
167	324,500						
168	324,800						
169	325,200						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額						
	円	円	円	円	円	円	円
	250,300	271,300	278,900	289,800	306,900	345,600	

備考 この表は、医療施設、保健所等に勤務する保健師、看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第2条 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条の5第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の62.5」を「100分の61.25」に改める。

第15条の6第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に、「100分の62.5」を「100分の61.25」に改める。

(熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 熊本県立学校職員の給与に関する条例(昭和29年熊本県条例第19号)の一部を次のように改正する。

第14条の3第2項中「他の条例に規定する給料表の適用を受けていた者又は国家公務員、他の地方公共団体の公務員、沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるものに使用される者若しくは公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条第2項に規定する退職派遣者であった者から引き続き」を「新たに」に改め、「(任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。)」を削る。

第15条中「4,400円」を「4,700円」に、「7,400円」を「7,700円」に改める。

第16条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の70」を「100分の72.5」に改める。

第17条第2項第1号中「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の52.5」に改める。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

## 教 育 職 給 料 表 (2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
		号 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	214,200	261,300	334,500	391,700	467,400
	2	216,600	262,700	336,300	393,200	469,300
	3	218,900	264,100	338,100	394,600	471,100
	4	221,200	265,600	339,800	396,000	472,900
	5	223,400	267,000	341,400	397,400	474,600
	6	225,700	268,200	343,300	398,800	476,300
	7	227,900	269,400	345,200	400,300	478,200
	8	230,100	270,600	347,000	401,800	480,000
	9	232,400	271,900	348,800	403,100	481,700
	10	234,600	273,000	350,900	404,500	483,300
	11	236,800	274,100	352,700	406,000	484,900
	12	239,000	275,300	354,400	407,500	486,500
	13	241,200	276,600	356,100	408,800	488,000
	14	243,300	278,300	357,800	410,300	489,300
	15	245,400	280,000	359,300	411,800	490,700
	16	247,600	281,800	360,900	413,300	492,000
	17	249,700	283,500	362,500	414,700	493,200
	18	251,500	285,500	363,800	416,300	493,800
	19	253,200	287,700	365,000	418,000	494,400
	20	254,900	289,900	366,100	419,500	495,100
	21	256,600	292,100	367,500	420,700	495,700
	22	257,900	294,300	369,100	422,100	
	23	259,200	296,500	370,700	423,500	
	24	260,400	298,700	372,200	424,800	
	25	261,600	300,700	373,600	426,400	
	26	262,800	302,600	375,200	427,800	
	27	264,000	304,500	376,700	429,100	
	28	265,300	306,300	378,200	430,500	
	29	266,400	308,100	379,700	431,900	
	30	267,400	310,000	381,300	433,200	
	31	268,500	311,800	382,900	434,700	
	32	269,500	313,500	384,500	436,300	
	33	270,600	315,200	386,000	437,900	
	34	271,700	317,100	387,600	439,300	
	35	272,900	318,800	389,100	440,900	
	36	274,200	320,400	390,600	442,400	
	37	275,400	322,000	392,100	444,100	
	38	276,500	323,700	393,600	445,600	
	39	277,700	325,500	395,100	447,200	
	40	278,800	327,200	396,500	448,800	

		280,100	328,500	397,800	450,300	
	41	281,100	330,400	399,300	451,900	
	42	282,200	332,200	400,800	453,100	
	43	283,100	334,000	402,200	454,300	
	44	283,700	335,600	403,700	455,500	
	45	284,500	337,500	405,300	456,800	
	46	285,300	339,200	406,900	458,000	
	47	286,100	340,900	408,300	459,200	
	48	286,800	342,600	409,500	460,300	
	49	287,600	344,300	410,900	461,500	
	50	288,300	346,000	412,300	462,700	
	51	289,100	347,700	413,600	463,900	
	52	289,900	349,400	414,800	465,100	
	53	290,700	350,800	416,000	466,300	
	54	291,400	352,100	417,300	467,500	
	55	292,200	353,400	418,700	468,700	
	56	292,900	354,900	420,000	469,900	
	57	293,500	356,500	421,300	470,500	
	58	294,300	358,000	422,700	471,000	
	59	295,100	359,600	423,900	471,500	
	60	295,800	361,000	425,100	472,000	
	61	296,400	362,600	426,500		
	62	297,200	364,200	427,900		
	63	297,800	365,600	429,200		
	64	298,900	367,200	430,400		
	65	299,700	368,800	431,600		
	66	300,400	370,400	432,900		
	67	301,100	371,900	434,300		
	68	301,700	373,400	435,700		
	69	302,400	375,000	436,900		
	70	303,100	376,500	437,900		
	71	303,800	378,000	439,100		
	72	304,500	379,500	440,300		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	73	305,200	381,100	441,400		
	74	305,900	382,700	442,600		
	75	306,400	384,300	443,600		
	76	307,000	385,700	444,700		
	77	307,600	387,100	445,700		
	78	308,300	388,500	446,700		
	79	308,900	389,800	447,700		
	80	309,400	391,100	448,600		
	81	310,000	392,500	449,400		
	82	310,700	393,800	450,200		
	83	311,400	395,100	451,000		
	84	312,000	396,200	451,700		
	85	312,800	397,600	452,200		
	86	313,500	398,900	452,600		
	87	314,100	400,200	453,000		
	88					

89	314,800	401,500	453,400		
90	315,700	402,800	453,700		
91	316,500	403,900	454,000		
92	317,300	405,100	454,200		
93	317,800	406,300	454,500		
94	318,600	407,400	454,800		
95	319,400	408,600	455,100		
96	320,200	409,800	455,300		
97	320,800	411,200	455,500		
98	321,500	412,200	455,800		
99	322,300	413,200	456,100		
100	323,000	414,200	456,300		
101	323,800	415,100	456,500		
102	324,600	416,100	456,800		
103	325,500	417,200	457,100		
104	326,300	418,400	457,300		
105	326,900	419,100	457,500		
106	327,700	420,000			
107	328,500	420,900			
108	329,300	421,800			
109	330,000	422,600			
110	330,400	423,400			
111	330,700	424,200			
112	331,200	425,000			
113	331,700	425,600			
114	332,100	426,300			
115	332,600	427,000			
116	333,000	427,700			
117	333,500	428,300			
118	334,000	428,800			
119	334,400	429,100			
120	334,900	429,400			
121	335,400	429,700			
122	335,800	430,000			
123	336,200	430,300			
124	336,700	430,500			
125	337,200	430,700			
126	337,500	431,000			
127	337,800	431,300			
128	338,100	431,500			
129	338,300	431,700			
130	338,600	432,000			
131	338,900	432,300			
132	339,100	432,500			
133	339,300	432,700			
134	339,500	433,000			
135	339,700	433,300			
136	340,000	433,500			

		137	340,300	433,700			
		138	340,500	434,000			
		139	340,800	434,300			
		140	341,100	434,500			
		141	341,300	434,700			
		142	341,500	435,100			
		143	341,800	435,400			
		144	342,000	435,600			
		145	342,300	435,800			
		146	342,500				
		147	342,800				
		148	343,100				
		149	343,300				
		150	343,500				
		151	343,800				
		152	344,100				
		153	344,300				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額					
		円	円	円	円	円	円
		248,700	290,600	321,000	350,300	438,600	

第4条 熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第17条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

(熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和29年熊本県条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

## 教 育 職 給 料 表 (3)

職員の区分	職務の級 号 級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	214,200	235,400	334,500	364,000	450,700
	2	216,600	237,800	336,300	365,500	452,100
	3	218,900	240,200	338,100	367,100	453,300
	4	221,200	242,700	339,800	368,500	454,600
	5	223,400	245,100	341,400	369,900	455,700
	6	225,700	247,600	343,300	371,200	456,800
	7	227,900	250,000	345,200	372,500	458,000
	8	230,100	252,500	347,000	373,900	459,200
	9	232,400	254,900	348,800	375,300	460,500
	10	234,600	256,500	350,900	376,600	461,700
	11	236,800	258,100	352,700	377,900	462,800
	12	239,000	259,700	354,400	379,100	463,900
	13	241,200	261,300	356,100	380,300	465,100
	14	243,300	262,700	357,800	381,600	465,900
	15	245,400	264,100	359,300	382,800	466,700
	16	247,600	265,600	360,900	384,100	467,600
	17	249,700	267,000	362,500	385,100	468,500
	18	251,500	268,200	363,800	386,300	469,000
	19	253,200	269,400	365,000	387,500	469,500
	20	254,900	270,600	366,100	388,600	470,000
	21	256,600	271,900	367,500	389,600	470,500
	22	257,900	273,000	368,900	390,800	
	23	259,200	274,100	370,300	392,000	
	24	260,400	275,300	371,600	393,100	
	25	261,600	276,600	372,800	394,100	
	26	262,700	278,300	374,200	395,300	
	27	263,800	280,000	375,500	396,400	
	28	265,000	281,800	376,800	397,500	
	29	266,200	283,500	378,000	398,600	
	30	267,300	285,500	379,400	399,800	
	31	268,400	287,700	380,700	401,100	
	32	269,400	289,900	382,000	402,200	
	33	270,500	292,100	383,300	403,200	
	34	271,500	294,300	384,600	404,300	
	35	272,500	296,500	385,700	405,500	
	36	273,600	298,700	386,900	406,700	
	37	274,800	300,700	388,100	407,900	
	38	275,700	302,600	389,300	409,200	
	39	276,700	304,500	390,500	410,300	
	40	277,800	306,300	391,600	411,500	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	279,000	308,100	392,700	412,600	
	42	280,100	310,000	393,900	413,900	
	43	281,200	311,800	395,100	414,900	
	44	282,400	313,500	396,200	416,000	
	45	283,300	315,200	397,300	417,200	
	46	284,100	317,100	398,600	418,500	
	47	284,900	318,800	399,800	419,700	
	48	285,700	320,400	401,000	420,900	
	49	286,300	322,000	401,900	422,000	
	50	287,100	323,700	403,100	423,000	
	51	287,800	325,500	404,100	424,300	
	52	288,500	327,200	405,200	425,500	
	53	289,300	328,500	406,000	426,700	
	54	290,100	330,400	407,100	427,800	
	55	290,700	332,200	408,100	428,900	
	56	291,400	334,000	409,100	430,000	
	57	292,100	335,600	410,200	431,000	
	58	292,900	337,500	411,200	432,200	
	59	293,700	339,200	412,300	433,400	
	60	294,300	340,900	413,400	434,600	
	61	294,900	342,600	414,400	435,300	
	62	295,600	344,300	415,500	436,100	
	63	296,300	346,000	416,600	436,800	
	64	296,800	347,700	417,600	437,300	
	65	297,500	349,400	418,600	437,600	
	66	298,200	350,800	419,500	437,900	
	67	298,900	352,100	420,500	438,300	
	68	299,500	353,400	421,500	438,700	
	69	300,200	354,900	422,300	439,000	
	70	300,900	356,400	423,100	439,400	
	71	301,500	357,900	423,800	439,700	
	72	302,200	359,400	424,600	440,000	
	73	302,700	360,700	425,300	440,300	
	74	303,300	362,200	425,900	440,600	
	75	304,000	363,700	426,600	440,900	
	76	304,500	365,100	427,300	441,200	
	77	305,100	366,500	427,900	441,400	
	78	305,700	368,100	428,600	441,700	
	79	306,300	369,600	429,100	442,000	
	80	306,900	371,100	429,700	442,200	
	81	307,400	372,400	430,100	442,400	
	82	307,900	373,700	430,500		
	83	308,500	375,000	430,800		
	84	309,100	376,200	431,000		
	85	309,500	377,400	431,200		
	86	309,900	378,600	431,500		
	87	310,400	379,700	431,800		
	88	310,900	380,800	432,000		

89	311,300	381,800	432,200
90	311,800	382,900	432,500
91	312,200	384,100	432,800
92	312,700	385,200	433,000
93	313,000	386,300	433,200
94	313,500	387,400	433,500
95	314,000	388,400	433,800
96	314,400	389,500	434,000
97	314,700	390,500	434,200
98	315,100	391,500	434,500
99	315,600	392,400	434,900
100	316,000	393,300	435,100
101	316,400	394,100	435,300
102	316,700	395,100	435,600
103	317,000	395,900	435,900
104	317,300	396,800	436,100
105	317,500	397,600	436,300
106	317,800	398,500	
107	318,100	399,400	
108	318,300	400,300	
109	318,500	401,200	
110	318,700	402,200	
111	319,000	403,100	
112	319,300	404,000	
113	319,500	404,600	
114	319,700	405,500	
115	319,900	406,400	
116	320,200	407,300	
117	320,500	408,100	
118	320,700	408,800	
119	321,000	409,600	
120	321,300	410,400	
121	321,500	411,000	
122	321,700	411,700	
123	321,900	412,400	
124	322,200	413,000	
125	322,500	413,600	
126		414,300	
127		414,800	
128		415,400	
129		416,000	
130		416,600	
131		417,100	
132		417,600	
133		418,000	
134		418,300	
135		418,500	
136		418,800	

	137		419,100			
	138		419,400			
	139		419,700			
	140		420,000			
	141		420,300			
	142		420,600			
	143		420,900			
	144		421,200			
	145		421,400			
	146		421,700			
	147		422,000			
	148		422,200			
	149		422,400			
	150		422,700			
	151		423,000			
	152		423,200			
	153		423,400			
	154		423,700			
	155		424,000			
	156		424,200			
	157		424,400			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額				
		円	円	円	円	円
		239,800	287,500	316,200	343,600	428,100

(熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第6条 熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年熊本県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	407,400
2	457,700
3	511,000
4	577,400
5	658,900
6	769,500
7	898,300

第8条第2項及び第9条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の95」を「100分の97.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の87.5」を「100分の90」に改める。

第7条 熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項及び第9条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の97.5」を「100分の96.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の90」を「100分の88.75」に改める。

(熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第8条 熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成15年熊本県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	430,500
2	493,900
3	559,300
4	645,800
5	750,400
6	856,000

第5条第2項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	360,100
2	397,300
3	426,500

第6条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第9条 熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

(熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第10条 熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和32年熊本県条例第40号)の一部を次のように改正する。

第4条の6第2項中「をいう。」の次に「以下同じ。」を加える。

第5条の2中「もの」の次に「(以下「特地公署」という。)」を加える。

第5条の3第2項中「新たに特地公署又は」を「新たに給料表の適用を受ける職員となつて特地公署若しくは準特地公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員又は新たに特地公署若しくは」に改める。

(熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第11条 熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年熊本県条例第46号)の一部を次のように改正する。

第7条の2第2項中「をいう。」の次に「以下同じ。」を加える。

第8条の2第3項中「新たに特地公署又は」を「新たに給料表の適用を受ける職員となつて特地公署若しくは準特地公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員又は新たに特地公署若しくは」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第7条及び第9条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(以下「第1条改正後一般職給与条例」という。)第7条の3、第11条の3、第15条の2及び別表第1から別表第4までの規定、第3条の規定による改正後の熊本県立学校職員の給与に関する条例(以下「第3条改正後県立学校職員給与条例」という。)第14条の3、第15条及び別表第1の規定、第5条の規定による改正後の熊本県市町村立学校職員

- 給与に関する条例（以下「第5条改正後市町村立学校職員給与条例」という。）別表第1の規定、第6条の規定による改正後の熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「第6条改正後任期付職員条例」という。）第7条の規定、第8条の規定による改正後の熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「第8条改正後任期付研究員条例」という。）第5条の規定、第10条の規定による改正後の熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例第4条の6及び第5条の3の規定並びに第11条の規定による改正後の熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第7条の2及び第8条の2の規定は、令和7年4月1日から適用する。
- 3 第1条改正後一般職給与条例第15条の5及び第15条の6の規定、第3条改正後県立学校職員給与条例第16条（第5条改正後市町村立学校職員給与条例第15条の規定により県立学校職員の例によることとされる場合を含む。）及び第17条（第5条改正後市町村立学校職員給与条例第16条の規定により県立学校職員の例によることとされる場合を含む。）の規定、第6条改正後任期付職員条例第8条及び第9条の規定並びに第8条改正後任期付研究員条例第6条の規定は、令和7年12月1日から適用する。  
(給与の内払)
- 4 第1条改正後一般職給与条例、第3条改正後県立学校職員給与条例、第5条改正後市町村立学校職員給与条例、第6条改正後任期付職員条例又は第8条改正後任期付研究員条例の規定を適用する場合においては、次の各号に掲げる条例の規定に基づいて支給された給与は、当該各号に定める条例の規定による給与の内払とみなす。
- (1) 第1条の規定による改正前の熊本県一般職の職員等の給与に関する条例 第1条改正後一般職給与条例
  - (2) 第3条の規定による改正前の熊本県立学校職員の給与に関する条例 第3条改正後県立学校職員給与条例
  - (3) 第5条の規定による改正前の熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例 第5条改正後市町村立学校職員給与条例
  - (4) 第6条の規定による改正前の熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例 第6条改正後任期付職員条例
  - (5) 第8条の規定による改正前の熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例 第8条改正後任期付研究員条例  
(人事委員会規則への委任)
- 5 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和7年12月25日

熊本県知事 木村 敬

**熊本県条例第44号**

熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和27年熊本県条例第111号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第2条 熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

(熊本県教育長等の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 熊本県教育長等の給与等に関する条例（昭和63年熊本県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第4条 熊本県教育長等の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

(熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例の一部改正)

第5条 熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例（昭和28年熊本県条例第11号の2）の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第6条 熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

**附 則**

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例（以下「第1

条改正後知事等給与条例」という。) 第4条の規定、第3条の規定による改正後の熊本県教育長等の給与等に関する条例(以下「第3条改正後教育長等給与条例」という。) 第4条の規定及び第5条の規定による改正後の熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例(以下「第5条改正後議員報酬等条例」という。) 第5条の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条改正後知事等給与条例、第3条改正後教育長等給与条例又は第5条改正後議員報酬等条例の規定を適用する場合においては、次の各号に掲げる条例の規定に基づいて支給された給与は、当該各号に定める条例の規定による給与の内払とみなす。
- (1) 第1条の規定による改正前の熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例 第1条改正後知事等給与条例
  - (2) 第3条の規定による改正前の熊本県教育長等の給与等に関する条例 第3条改正後教育長等給与条例
  - (3) 第5条の規定による改正前の熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例 第5条改正後議員報酬等条例

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月25日

熊本県知事 木村 敬

#### 熊本県条例第45号

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(平成11年熊本県条例第58号)の一部を次のように改正する。

別表第4号事務の欄中「(昭和29年法律第199号)」を「(昭和29年法律第119号)」に、「第29号」を「第30号」に改め、同表第13号事務の欄中「第60号」を「第62号」に改め、同表第16号事務の欄(6)中「(13)」を「(14)」に改め、同欄(10)中「(13)」を「(14)」に改め、同欄(13)中「(12)」を「(13)」に改め、同欄中(13)を(14)とし、(12)を(13)とし、(11)の次に次のように加える。

(12) 法第51条第3項の規定による違反転用者等に係る公表に関する事務((11)に掲げる事務に係るものに限る。)

別表第16号市町村等の欄中「熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、天草市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、合志市」を「各市」に改め、同表第22号事務の欄(4)中「昭和24年法律第181号。」を削り、同表第45号市町村等の欄中「八代市」の次に「、荒尾市」を加える。

#### 附 則

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表第4号事務の欄、第13号事務の欄、第16号市町村等の欄及び第22号事務の欄の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際この条例による改正後の熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(以下「新条例」という。)別表事務の欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令等の規定により知事に対してされた申請その他の行為(いずれも施行日以後において新条例別表市町村等の欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに限る。)は、施行日以後においては、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してされた申請その他の行為とみなす。

熊本県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月25日

熊本県知事 木村 敬

#### 熊本県条例第46号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例

熊本県手数料条例(平成12年熊本県条例第9号)の一部を次のように改正する。第2条第1項第93号の2中「若しくは政治資金監査報告書」を「、政治資金監査報告書若しくは確認書」に改め、同項第616号の2の次に次の1号を加える。

(616)の3 政党助成法(平成6年法律第5号)第32条第5項の規定に基づく支部報告書、支部総括文書又は監査意見書(以下「支部報告書等」という。)の写しの交付  
支部報告書等の写しの交付手数料 別表第25の2に掲げる区分に応じた額  
別表第7の2スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をコンパクトディスクに複写したものの交付の項区分の欄中「コンパクトディスク」を「光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下この項において同じ。)」に改め、同項金額の欄中「コンパクトディスク」を「光ディスク」に改め、同表に次のように加える。

スキャナにより読み取ってできた電光ディスク1枚につき120円に当該少額領収

磁的記録を光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下この項において同じ。）に複写したものの交付

書等の写し又は収支報告書等の用紙1枚ごとに10円を加えた額

別表第25の次に次の1表を加える。

別表第25の2（第2条第1項第616号の3関係）

区分	金額
複写機により用紙に複写したものの交付	用紙1枚につき10円
スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下この項において同じ。）に複写したものの交付	光ディスク1枚につき100円に当該支部報告書等の用紙1枚ごとに10円を加えた額
スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下この項において同じ。）に複写したものの交付	光ディスク1枚につき120円に当該支部報告書等の用紙1枚ごとに10円を加えた額

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は、令和9年1月1日から施行する。

##### （経過措置）

2 政治資金規正法の一部を改正する法律（令和6年法律第64号）附則第5条第4項の場合におけるこの条例による改正後の熊本県手数料条例第2条第1項第93号の2の規定の適用については、同号中「収支報告書、」とあるのは「収支報告書、住所限定報告書（政治資金規正法の一部を改正する法律（令和6年法律第64号）附則第5条第4項の規定により政治資金規正法第12条第1項又は第17条第1項の規定による報告書に併せて提出された書面をいう。）、」とする。

##### （熊本県収入証紙条例の一部改正）

3 熊本県収入証紙条例（昭和39年熊本県条例第24号）の一部を次のように改正する。  
別表第1手数料の項中第561号の3を第561号の4とし、第561号の2を第561号の3とし、第561号の次に次の1号を加える。

561の2 支部報告書等の写しの交付手数料

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月25日

熊本県知事 木村 敬

#### 熊本県条例第47号

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例（平成27年熊本県条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表第1中3の項及び4の項を削り、5の項を3の項とし、6の項を削り、7の項を4の項とし、8の項を5の項とし、9の項を6の項とし、10の項を削り、11の項を7の項とし、12の項から14の項までを4項ずつ繰り上げる。

別表第2中10の項を削る。

別表第3中2の項を削り、3の項を2の項とし、4の項を3の項とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月25日

熊本県知事 木村 敬

**熊本県条例第48号**

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

(熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第75号)の一部を次のように改正する。

第14条第2項前段中「左欄に掲げる健康診断」の次に「又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。)」を加え、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に改め、同項後段中「健康診断」を「健康診断等」に改め、同項の表に次のように加える。

乳幼児に対する健康診査	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
-------------	--------------------------------------

(熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第2条 熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年熊本県条例第82号)の一部を次のように改正する。

第34条第2項前段中「左欄に掲げる健康診断」の次に「又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。)」を加え、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に改め、同項後段中「健康診断」を「健康診断等」に改め、同項の表に次のように加える。

乳児又は幼児(第41条第4項において「乳幼児」という。)に対する健康診査	通所する障害児に対する通所開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
--------------------------------------	--

(熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第3条 熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年熊本県条例第83号)の一部を次のように改正する。

第6条第5項第3号中「幼児(の)次に「第28条第2項の表、」を加える。

第28条第2項前段中「左欄に掲げる健康診断」の次に「又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。)」を加え、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に改め、同項後段中「健康診断」を「健康診断等」に改め、同項の表に次のように加える。

乳幼児に対する健康診査	入所した障害児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
-------------	--------------------------------------

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月25日

熊本県知事 木村 敬

**熊本県条例第49号**

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

(熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び熊本県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(1) 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第75号)第10条

(2) 熊本県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例(令和7年熊本県条例第13号)第13条

(熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第2条 熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年熊本県条例第83号)の一部を次のように改正する。

第42条第1項中「法第33条の10各号」を「、法第33条の10第1項各号」に改める。

(熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第3条 熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年熊本県条例第58号)の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

**(虐待等の禁止)**

第3条の2 幼保連携型認定こども園の職員は、園児に対し、法第27条の2第1項各号に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第5条第3項中「第15条の2第1項」を「第15条第1項」に改める。

第15条を削り、第15条の2を第15条とする。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び熊本県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月25日

熊本県知事 木 村 敬

**熊本県条例第50号**

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び熊本県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

(熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第75号)の一部を次のように改正する。

第27条第5項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第29条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第5条の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカー(以下「こども家庭ソーシャルワーカー」という。)の資格を有する者

第29条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改める。

第37条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第37条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改める。

第38条第4号の次に次の1号を加える。

(4)の2こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第59条第3項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第60条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第60条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改める。

第61条第3号の次に次の1号を加える。

(3)の2こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第97条第6項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第98条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第98条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改める。

第105条第3項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第106条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第106条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改める。

第107条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2精神保健福祉士の資格を有する者

(2)の3こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第108条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2精神保健福祉士の資格を有する者

(2)の3こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

(熊本県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例)

第2条 熊本県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例(令和7年熊本県条例第13号)の一部を次のように改正する。

第21条第3号の次に次の1号を加える。

(3)の2児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第5条の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

**附 則**

この条例は、令和8年3月1日から施行する。

障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月25日

熊本県知事 木 村 敬

**熊本県条例第51号**

障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例等の一部を改正する条例

(障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例の一部改正)

第1条 障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例(平成23年熊本県条例第32号)の一部を次のように改正する。

第8条第2号中「同条第18項」を「同条第19項」に、「同条第17項」を「同条第18項」に改める。

(熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

**第2条** 熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年熊本県条例第76号）の一部を次のように改正する。

第161条の9中「第42条まで」の次に「、第43条の2」を加える。

第209条第1項中「第159条の4」の次に「、第161条の9」を加える。

（熊本県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

**第3条** 熊本県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第78号）の一部を次のように改正する。

第60条の8中「第32条の2」を「第32条の3」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月25日

熊本県知事 木村 敬

**熊本県条例第52号**

熊本県漁港管理条例の一部を改正する条例

熊本県漁港管理条例（昭和37年熊本県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「掘さく」を「掘削」に改める。

第11条の2第2号中「き損」を「毀損」に改める。

第15条第4項ただし書中「責」を「責め」に改める。

別表第1 使用料の項中「5円17銭」を「5円61銭」に、「1,331円」を「1,452円」に、「2,013円」を「2,200円」に、「3,014円」を「3,300円」に、「231円」を「253円」に、「110円」を「121円」に、「2円42銭」を「2円64銭」に、「91,471円」を「100,100円」に、「22円77銭」を「24円97銭」に改め、同表占用料の項中「680円」を「740円」に、「970円」を「1,060円」に、「100円」を「110円」に、「190円」を「210円」に改める。

別表第2 占用料の項中「85円」を「90円」に、「165円」を「175円」に、「340円」を「360円」に、「55円」を「60円」に、「60円」を「65円」に、「9円」を「10円」に、「80円」を「85円」に、「140円」を「150円」に、「735円」を「775円」に、「440円」を「465円」に、「1,770円」を「1,870円」に、「1,065円」を「1,125円」に、「135円」を「145円」に、「1,315円」を「1,390円」に、「95円」を「100円」に、「90円」を「95円」に改める。

附則第3項を削る。

**附 則**

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項、第11条の2第2号及び第15条第4項ただし書の改正規定並びに附則第3項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用又は占用に係る使用料又は占用料について適用し、同日前の使用又は占用に係る使用料又は占用料については、なお従前の例による。

熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月25日

熊本県知事 木村 敬

**熊本県条例第53号**

熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

熊本県道路占用料徴収条例（昭和43年熊本県条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表令第7条第14号に掲げる施設の項中「第7条第14号」の次に「及び第15号」を加える。

**附 則**

1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月25日

熊本県知事 木村 敬

**熊本県条例第54号**

熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例

熊本県港湾管理条例（昭和41年熊本県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第4条（見出しを含む。）中「けい留」を「係留」に改める。

第14条中「き損」を「毀損」に改める。

別表第1中 「



」 を 「



」 に、「2円53

銭」を「2円75銭」に、「1円21銭」を「1円32銭」に、

5	1
1,	3 3 1 0
2,	0 1 3 0
3,	0 1 4 0

「



」を「



」に、「5円50銭」を「6円5銭」に、「1円38銭」

を「1円54銭」に、「



」を「



」に、「

円25銭」に、「



」を「



」に、「17円60銭」を「19

円」を「781円」に、「



」を「



」に、「715

円」を「781円」に、「



」を「



」に、「

「



」を「



」に、「1, 166円」を「1,

276円」に、「



」を「



」に、「

8892」を「



」に、「68000」を「

74000」に、「



」を「



」に、「145, 728円」

に、「



」を「



」に、「145, 728円」

を「159, 467円」に、「4, 620円」を「5, 060円」に、「

2,	2
1 2 1,	4
1 5 4,	4
1,	6

0 0 0 0
4 0 0 0
4 0 0 0
5 0 0 0

2, 4 0 9 0 0
1 3 2, 8 9 1 0 0
1 6 9, 0 0 4 0 0
1, 8 0 4 0 0

に改める。

別表第3中

円	銭
8 5	0 0
1 6 5	0 0
3 4 0	0 0
5 5	0 0
6 0	0 0
6 0	0 0
8 0	0 0
1 4 0	0 0
7 3 5	0 0
4 4 0	0 0
1, 7 7 0	0 0
1, 0 6 5	0 0
1 3 5	0 0
4 0 0	0 0
1, 3 1 5	0 0
9 5	0 0
1 6 5	0 0
9 0	0 0

を

円	銭
9 0	0 0
1 7 5	0 0
3 6 0	0 0
6 0	0 0
6 5	0 0
6 5	0 0
8 5	0 0
1 5 0	0 0
7 7 5	0 0
4 6 5	0 0
1, 8 7 0	0 0
1, 1 2 5	0 0
1 4 5	0 0
4 2 5	0 0
1, 3 9 0	0 0
1 0 0	0 0
1 7 5	0 0
9 5	0 0

を

に改める。

## 附 則

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第4条（見出しを含む。）及び第14条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 改正後の別表第1及び別表第3の規定は、この条例の施行の日以後の使用又は占用に係る使用料又は占用料について適用し、同日前の使用又は占用に係る使用料又は占用料については、なお従前の例による。

熊本県地方港湾審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月25日

熊本県知事 木 村 敬

## 熊本県条例第55号

## 熊本県地方港湾審議会条例の一部を改正する条例

熊本県地方港湾審議会条例（昭和49年熊本県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第3条の3第3項（同条第11項において準用する場合を含む。）」を「第3条の3第5項」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月25日

熊本県知事 木 村 敬

## 熊本県条例第56号

## 熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例等の一部を改正する条例

(熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正) 第1条 熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年熊本県条例第81号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「である者」の次に「（指導改善研修被認定者（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であつて、当該認定の日から同条第4項の認定の日までの間にあるものをいう。第4条第2項及び第6条第1項において同じ。）を除く。）」を加え、「100分の4」を「100分の10」に改める。

第4条に次の1項を加える。

2 指導改善研修被認定者に係る熊本県職員等退職手当支給条例の規定及びこれに基づく人事委員会規則等の規定の適用については、その者が教育公務員特例法第25条第1項の規定による認定を受けていないと仮定した場合におけるその者の受けるべき前条第1項の教職調整額は、給料とみなす。

第6条第1項中「者」の次に「及び指導改善研修被認定者」を加える。

附則に次の1項を加える。

4 次の表の左欄に掲げる期間における第3条第1項の規定の適用については、同項中

「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5
令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6
令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7
令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8
令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9

(熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 熊本県立学校職員の給与に関する条例(昭和29年熊本県条例第19号)の一部を次のように改正する。

第4条中「含む。」の次に「、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当」を加える。

第13条第8号イ中「7,500円」を「8,000円」に改める。

第14条の3の次に次の1条を加える。

(時間外勤務手当等)

第14条の4 指導改善研修被認定者(教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第25条第1項の規定による認定を受けた者であつて、当該認定の日から同条第4項の認定の日までの間にあるものをいう。)の時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当は、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例第1条に規定する職員の例による。

第17条の2第2項中「8,000円」を「8,600円」に改め、「応じて」の次に「、人事委員会規則で定める校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して」を加える。

附則第20項中「対する」の次に「第13条第1項第10号、」を加える。

別表第1備考2中「、この表の額に7,700円を」を「11,500円を、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は3,800円を、この表の額に」に改める。

(熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和29年熊本県条例第20号)の一部を次のように改正する。

第4条中「含む。」の次に「、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当」を加える。

第11条中「、多学年学級担当手当」を削る。

第11条の3を次のように改める。

第11条の3 削除

第13条を次のように改める。

(時間外勤務手当等)

第13条 指導改善研修被認定者(教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第25条第1項の規定による認定を受けた者であつて、当該認定の日から同条第4項の認定の日までの間にあるものをいう。)の時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当は、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和26年熊本県条例第2号)第1条に規定する職員の例による。

第16条の2第2項中「8,000円」を「8,600円」に改め、「応じて」の次に「、人事委員会規則で定める校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して」を加える。

別表第1備考2中「、この表の額に7,500円を」を「11,500円を、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は4,000円を、この表の額に」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

(指導改善研修被認定者に関する経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第25条第1項の規定による認定を受けた者であつて施行日の前日までに同条第4項の認定を受けていないものが当該認定を受けるまでの間ににおける当該者に対する熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の規定による教職調整額並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定に基づく条例の規定による時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の支給については、第1条の規定による改正後の熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例第3条第1項並びに第2条の規定による改正後の熊本県立学校職員の給与に関する条例第14条の4及び第3条の規定による改正後の熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例第13条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(多学年学級担当手当に関する経過措置)

3 施行日前に支給すべき事由が生じた第3条の規定による改正前の熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例第11条の3第1項に規定する多学年学級担当手当の支給については、なお従前の例による。